

平成30年4月1日施行で どう変わったのでしょうか？



具体的になにをすればいいの？



宅建業者



ジャパンホームシールド：検査会社

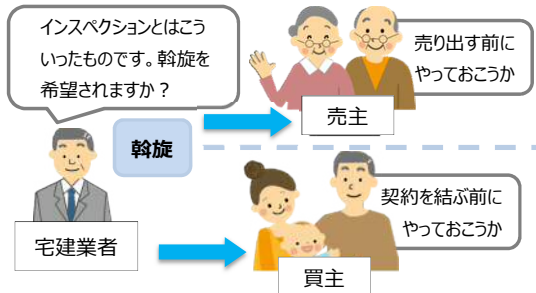
お任せ
ください

『媒介契約』『重要事項説明』『売買契約』の
3つのタイミングで、建物状況調査
(インスペクション)の内容が追加となります！



【媒介契約締結時】

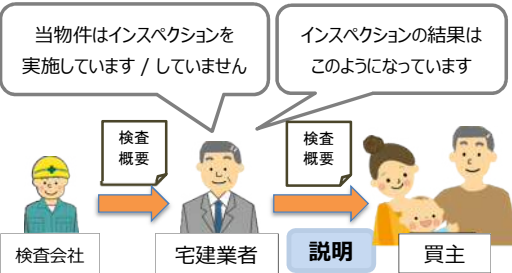
宅建業者がインスペクション業者の斡旋の可否を示し、
媒介依頼者（売主・買主）の意向に応じて斡旋



- ✓ 依頼者が斡旋を希望する場合、
実施に向けた具体的なやりとりを手配
(申込みの手配・見積りの伝達・
所有者への承諾(買主希望の場合)など)

【重要事項説明時】

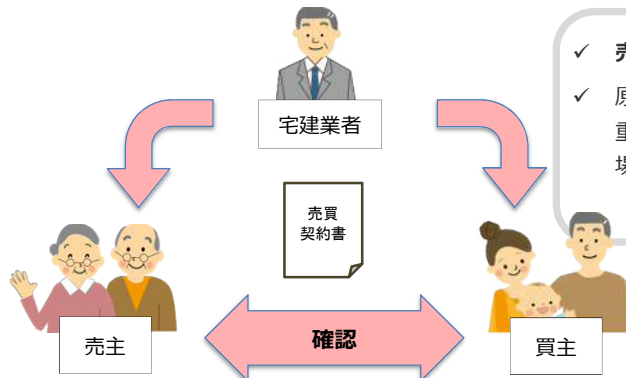
宅建業者がインスペクション結果を買主に対して説明



- ✓ 説明するのは1年以内に行った検査内容
(ただし取引に重要と思われる内容は
1年より前の検査結果でも報告)
- ✓ 重要事項説明に添付する検査結果の
概要は検査を実施した建築士が作成

【売買契約締結時】

基礎、外壁等の状況を売主・買主が相互に確認し、
その内容を宅建業者から売主・買主に書面で交付



- ✓ 売買契約書に記載
- ✓ 原則として建物状況調査などが行われ、
重要事項にて説明し契約締結に至った
場合に記載

ご不明な点は、気軽に下記までお問い合わせください